

長崎市発注者別評価(障害者雇用) 審査申請書提出の手引き

○ 申請書類の提出時期

令和4年10月3日(月)から令和4年11月2日(水)まで(必着)

上記期間内に提出がない場合は、発注者別評価点を加点できませんのでご注意ください。

○ 申請書類の提出方法及び提出先

提出方法：郵送又は持参

提出先：〒850-8685
長崎市桜町2番22号
長崎市理財部契約検査課総務係

※ インターネットによる申請は受け付けておりません。

○ 対象業者

長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に市内業者として登録されている事業者が対象です。(個人・法人は問いません。)

○ 適用期間(発注者別評価点加点期間)

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

お問い合わせ

長崎市理財部契約検査課総務係

電話：095-829-1160(直通)

ファックス：095-829-1129

受付時間：8:45～17:30(12:00～13:00を除く)

1 対象業者

長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に市内業者として登録されている事業者が対象です。（個人・法人は問いません。）

2 審査基準日

令和4年6月1日を審査基準日とします。

3 適格要件

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき障害者の雇用義務がある事業主（以下「法定事業主」という。）の場合は、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。
- (2) 障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用義務がない事業主（以下「法定外事業主」という。）の場合は、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の対象となる障害者(※1)を、審査基準日（令和4年6月1日）時点で1年間以上継続して雇用していること。

※1 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書の対象となる障害者とは、以下のいずれかに該当する労働者です。

(ア) 身体障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方。

(イ) 知的障害者

児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者雇用促進法第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方。

(ウ) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

4 申請書作成上の注意点

「長崎市発注者別評価（障害者雇用）審査申請書」

① 申請者

- 本店(本社)の代表者の氏名を記入してください。
- 申請内容を確認する場合がありますので、担当者の氏名を必ず記入してください。
- 押印は不要です。（令和5年分受付より廃止しています。）

② 障害者雇用の区分

- 法定事業主又は法定外事業主のどちらか該当する方に○をしてください。

5 添付書類

(1) 法定事業主

- 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告書（令和4年6月1日現在）の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）

(2) 法定外事業主

- 雇用保険に係る事業所別被保険者台帳の写し（令和4年6月1日以降に発行されたもの）
 - 身体障害者…身体障害者手帳の写し
 - 知的障害者…療育手帳又は知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター）による判定書の写し
 - 精神障害者…精神障害者保健福祉手帳の写し
- ※ 提出に当たっては、使用目的を伝え、本人の承諾を得てください。また、全ページの写しを提出してください。

(3) 「返信用封筒」

- 「受領票」と「入札参加資格認定通知書」を送付しますので、2部提出してください。
- 封筒の大きさは「長3」とし、2部とも84円切手を貼付し、宛先を記入してください。

(4) 「受領票」

- 申請書が届きましたら受領票を交付しますので、「提出書類一覧表」から「受領票」を切り取り、提出書類と一緒に提出してください。
- 認定通知書が届くまでの間、大切に保管してください。

6 適用期間（発注者別評価点加点期間）

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

7 配点

すべての工種に20点を加算します。

8 認定通知書

審査の結果、障害者雇用に係る適格要件に該当することが確認できた有資格業者については、令和5年1月初旬に「一般競争（指名競争）入札参加資格認定通知書」により通知します。